

# J. R. McCulloch : Scottish Political Economist の 伝統への一考察<sup>1)</sup>

松 井 名 津

## はじめに

J. R. マカロックに対しては、リカード経済学者の祖述者といった評価が一般的であり、経済学史上の評価は決して高くはない。しかし、古典派経済学の絶頂期ともいえる 19 世紀半ばのスコットランドとイングランドにおいて、彼は経済学の教師として、ジャーナリストとして、著作家として重要な人物であった。又、少し遅れて活躍する J. S. ミルも、『経済学原理』において成長を第一義とする旧来的経済学者の代表としてマカロックを名指しており、非常に皮肉な形であるが、その影響力の強さを例証しているといえよう。しかしマカロックの経済思想に関しては十分な検討がなされてきたとはいえない。マカロック研究の第一人者である D. P. オブライエンによる、リカーディアンであるよりも、スミス、ヒュームというスコットランドの伝統に沿った経済学者といった評価も、まだ一般に受け入れられているとは思えない。さらにこのオブライエンの評価を妥当なものとして受け入れたとしても、「スコットランドの伝統」の中身が問われなくてはならないであろう。例えばマカロックに対して批判的スタンスをとり続けていたミルも又、スミスの後継者を自認している。スミスの後継者がスコットランドの伝統に属することを即座に意味するものではないが、いわゆ

---

1) 本稿は 1998 年経済学史学会全国大会（札幌学院大学）における「租税における二つの平等：J. S. ミルと J. R. マカロック」をもとに、さらにマルサス人口論及び救貧問題に関する研究を付加してまとめたものである。大会席上有益なご助言をいただいた諸先生に深く感謝する。なお、この研究は 1999 年度松山大学特別研究助成を得たものである。

る古典派の中で、スミスの後継者であること、あるいはスミスやヒュームに体现されるとされたスコットランド的な要素が何を意味していたのかが問われなくてはならないであろう。

本稿では「スコットランドの伝統」あるいは「スミスの系譜」をめぐる、ミルとマカロックの対抗関係を明らかにする第一歩として、マカロックの租税論と救貧論を扱う。ここでこの二点に考察を限定したのは、筆者の力不足ももちろんだが、第一に租税論は政策論であると同時に、市場と政府の関係ひいては、経済社会に対するヴィジョンを明示しうる問題であり、スミスの系譜を問うに際し、有効な視角を提供できると考えたからである。又第2に救貧問題及びマルサス人口論をどのように受け止めたかという問題は、経済成長と生活水準の問題に関わり、これも又『諸国民の富』におけるスミスの問題意識と重なるものとして、スミスの系譜を考察する有効な視角と考えるからである。

## 第1章 マカロックによる税制改革論<sup>2)</sup>

1816年の処女作 *Essay on National Debt* 以来財政問題に関する諸論稿を展開していたマカロックは、1845年『税制及び財政システムの諸原理ならびにその実際的影響』(“*Treatise on the Principles and Practical Influence of Taxation and the Funding System*”)において税制に関するそれまでの考えを体系立てて世に送り出した。この著作は1852年と1863年に改訂され、当時のグラッドストーン改革に対する批判を展開するとともに、自己の見解の修正を行っている。

2) マカロックの税制改革論を包括的に扱った研究書としてオ布莱エンの次の二作がある。本稿もこれらから大きな示唆を得ている。

D. P. O'Brien, J. R. McCulloch *A study in classical economics*, first published 1970, reprinted 1992, Gregg Revivals. D. P. O'Brien, *The Classical Economists*, first published 1975, reprinted 1978, Oxford U. P.

### 1-1) 税システムの原理と直接税

マカロックは最善の税制の要点として、財政上の必要性、課税圧力の二点を上げ、これをふまえつつ実行可能な税制を論じていく。その際アダム・スミスの税の四原則（平等性、确实性、簡便性、便宜性）に依拠するのであるが、四原則のうちでも平等性は、二次的なものと位置づけられている。またこの平等性は、個人間の平等性よりも資産形態間、部門間の平等性として現れることになり、主としてこの観点から地代、利潤、賃金に対する課税を批判し退ける。さらにこの平等性は絶対的優位性をしめるものではなく、むしろ実行可能性に道を譲るべきものであるとする<sup>3)</sup>。特に彼が第四の直接税<sup>4)</sup>として取り上げる財産所得税は収入の種別に関わらず全ての収入に対して課税するのであり、少なくとも部門間平等には反しない。彼がこの二つの税に反対する論拠は部門間平等ではなく、第一の優位性をしめる実行可能性や便宜性の視点からである。

具体的にはまずマカロックは資産税と所得税とを区別し<sup>5)</sup>、資産 (property) 税に関してその現実的悪影響と実行可能性において反対論を展開する。実行可能性上の問題点としては、「資産」概念の曖昧さ、異なった形態の財産を査定する基準及び比率の問題、資産が納税者の担税能力の指標であるかどうかといった諸点があがっている。さらに現実的悪影響として、資産形成をさけるために職務において劣った方法や道具を採用させるインセンティブとなること、裕福な見かけを避けることが實際上の窮乏をもたらすことが挙げられ、「…個人の資本

3) J. R. McCulloch, *A Treatise on the Principles and Practical Influence of Taxation and Funding System* 3rd. ed. (1865) introduction and textual note by D. P. O'Brien, 1975, Scottish Academic Press, (以下 Taxation と表記) p. 19.

4) 家屋税、従者税等の査定税 (assessed tax) をマカロックは直接税ではなく間接税に分類している。

5) 通常 property and income tax は両者を区別せずに所得税と訳される。実際当時においてもこの語で所得にかかる課税のみを意味する場合が多い。また用語法自体にも混乱が見られるようである (cf. Stephen Dowell, *A History of Taxation and Taxes in England From the earliest Times to the Present day*, Vol. II, Taxation from the civil war to the present day, first published 1884, 3rd edition 1965, Frank Crass & Co.). ここでの区別はマカロックに従っている。

あるいは資産に比例した税…が相応の規模でイングランドにおいて近年五十年間存在していたとしたら、製造業においても農業においても、今日の半分ほどの改良でさえ行われたかどうか、その可能性はない」と結論する<sup>6)</sup>

さらにマカロックは所得税の原理的公正を認めつつ、その実行上の困難さ、さらにこの困難から生じる実行上の不正に焦点を絞って所得税反対論を展開する。ここでマカロックが实际的困難として挙げているのが異なった個人の所得を確定する問題であり、異なった源泉に対してどのように平等に課税するのかという問題である。マカロックはできるだけ直接税の負担を回避しようとする一般的傾向の下で「納税者の利益とその義務が真正面から対立するようにするならば、どちらが犠牲になるかはわかりやすい道理である<sup>7)</sup>」として、自己申告の誠実さは期待できないこと、また現実に導入された所得税の下で商工業従事者と専門職の属するスケジュールDにおいて脱税が蔓延していることを挙げる。そのうえでこうした弊害の除去を目的とする税務当局による査察の強化は、個人事情という禁じられた領域への侵犯として拒絶される。

査定の問題に関して、マカロックはこれが単に査察といった実行可能性から生じるその意味では技術的に解消可能な問題なのではなく、原理的な困難であるとする。特に所得種別毎に異なった税率を適用すべきかどうかという当時の所得税論議の焦点のひとつを取り上げ、異なった所得種別に対し、できるだけその間の差違を考慮して平等な課税を行うべく考案された様々な方式が、実際には不平等不正義を拡大するものであると主張する。マカロックにとって所得税の不公正さは本質的であり、「税が理論的によいものか悪いものかはお遊びの結果しかもたず、「いかに紙の上でよいようにみえようとも、公正に査定することが不可能であるならば…それは拒否されるべき<sup>8)</sup>」であるとする。ここでマカロックが強調する正義の内実は「政府はただ全ての住民をその富や社会的

6) J. R. McCulloch, Taxation, Chapter IV, especially pp. 112-113.

7) *ibid.*, p. 122.

8) *ibid.*, p. 136.

地位に関わらず同一に取り扱うこと<sup>9)</sup>」である。

### 1-2) 間 接 税

マカロックは以上のように直接税ことに所得税に対して強い批判を展開するのだが、これに対して間接税を高く評価する。彼は間接税の利点として、希薄な納税感覚、支払いの随意性、経済への刺激効果を挙げるが、これは先の直接税の欠陥と対象をなしている。マカロックは間接税が歴史的に恣意的に課せられ、産業を衰退させる抑圧的な税制であったことを認めるのであるが、これは間接税の本質的な欠陥ではないとし、適切な間接税の原理を提示する。これは物品価格に比して税率が高率ではないこと、課税ベースが広範囲であるという用件を満たすことである。具体的には一般的消費物品に対する(適切な率での)税となろう。しかもこうした消費物品税は物品価格と一体化されているため納税感が薄く税忌避感を招くことがない、また消費者がその物品の消費を抑制するという方式で課税を回避することができる、さらに課税による消費水準の低下を補償するために、消費者においては勤労・節儉が、生産者においては工夫・発明が促進され、一国の経済活動が刺激されうると論じられるのである<sup>10)</sup>

それではこうした間接税構想はどのような要請に従って形成されていったのであろうか。以下では税制議論が経済システム全体にどのような影響をもたらすべきなのかを論じるマカロックの議論を考察することで、彼の経済・社会像を整理しておきたい。

### 1-3) 課税と成長

マカロックの税制論の特質として挙げられるべきなのは、第一にその部門間平等の主張であろう。この平等性の論議は農業部門、産業部門といった経済活動上の区分において主張されるだけでなく、富裕上層階層と下層労働者層との

9) *ibid.*, p. 168.

10) *ibid.*, pp. 155-164.

間においても展開されている。先にも引用したように、富裕層にのみ限定的に課税することはこの平等性にもとるとして一貫して拒否されている。のみならず、いかなる累進性に対してもマカロックは一貫して反対する。所得税における累進性に関してはこれを「最良の確立された権利への介入を正当化<sup>11)</sup>」するもの「国家の負担を人為的に（不自然に）分配することによって、これ〔貧苦〕を緩和しようと試みることは、社会の自然な構成に対し暴力的で正当化し得ない干渉を行うことである<sup>12)</sup>」として、「こうした税を形成するにあたって、全ての人からその所得あるいは資産から同じ割合で徴収するという大原則を捨て去った瞬間、あたかも羅針盤も舵もなしで海上にいるがごとくであり、ありとあらゆる不正義と愚行を犯すことになる<sup>13)</sup>」とする。また遺産相続に関する累進課税に関しては「これはむき出しの没収に他ならない。そしてこの種の計画がそうであるように最も有害なものである<sup>14)</sup>」と攻撃する。

しかし以上の主張を土地所有者層の利害に沿った富裕層優遇の主張であると考えるはならない。マカロックはあくまでも政府の下（法の下）の平等を意図している。

従って、先の例とは逆に土地財産のみが優遇されている現行の遺産相続もまた、特定形態の財産を非課税化するものとして厳しく批判されているのである<sup>15)</sup>。マカロックの意図する税の平等性や普遍性は以上のように資産や所得の源泉あるいはその形態に対して、政府はこれを中立的に取り扱うという意味での平等性、普遍性であった。こうした平等性や普遍性はまた政府は個人の資産状況に関与してはならないという原則に従って要請されるものでもあった。政府は個人が資産を形成し所得を得る手段やその形態に対しては無差別であるべきである。直接税が各個人の資産所得に比例した課税という原則を貫徹しよう

---

11) *ibid.*, p. 145.

12) *ibid.*, p. 146.

13) *ibid.*, p. 147.

14) *ibid.*, p. 296.

15) *ibid.*, p. 298.

とした場合、こうした個人事情に対し無用の査察を行わなくてはならなくなる。このようにマカロックにとって重要な平等性とは資産に比例する平等性ではなく、政府の下で同一に扱われるという意味での平等性であった。それゆえ彼は、間接税は「各階層の資産に比例せず、またそう意図してもいないとはいえ、これらは公正な原理に則っており、なんらの不正義も含んでいない<sup>16)</sup>」と言い得たのである。

マカロックの税制議論の特質の第2点は課税による経済刺激効果の強調である。間接税の利点を論じる中で彼は間接税は「…特にそれに伴いかつ強力な影響力を、勤労、発明、企業の促進に及ぼすのである<sup>17)</sup>」。新規の課税又は増税によって「製造業者、商人、労働する人々のあらゆる才、発明、实际的賢明さや、役立てうる限りの全ての能力が動員され、より安価な製造方法が、輸入の場合にはより安価な市場、より安価な輸送手段が探し出される<sup>18)</sup>」と主張する。また賃金財をなす物品に対する課税に関しても、出来高払い制の労働者であれば、その労働生産率を上昇させ所得増をはかることができること、又同時に節約することにより、課税分を補填する収入あるいはそれ以上の収入が獲得されうる<sup>19)</sup>むしろこうした課税という困難の存在によって労働者の間に節約勤勉といった習慣の促進が図られるのが多数例であると主張する<sup>20)</sup>こうした効果は直接税の場合には期待できない。それどころか、直接税は勤労と節約を疎外しかねない影響力を持つとマカロックは考えている<sup>21)</sup>

以上の税制論議からマカロックの経済社会像に関してどのようなことが言えるであろうか。まず第一に政府の活動領域と市場の活動領域との明確な区分が挙げられよう。ただしこれはレッセフェールと同義ではない。マカロックは財

---

16) *ibid.*, p. 165.

17) *ibid.*, p. 159.

18) *ibid.*, pp. 160-161.

19) *ibid.*, p. 104.

20) *ibid.*, p. 102.

21) *ibid.*, pp. 118-119.

産権の保護、国家的独立及び秩序の維持、正義の公正な執行といった経済活動に必須の枠組みの保持、さらに勤労と節儉を促進する政府の役割を積極的に認める。例えば輸入関税も、こうした機能を果たす政府を維持する歳入を確保しつつ、国内産業の自生的進展に干渉しないという点から、むしろ積極的に容認される。政府が市場活動の結果や諸個人の諸事情には関与してはならないという点、即ち政府の再分配機能を認めないという点において、政府の活動領域は市場の外におかれる。この政府が財政的に大きい政府であるか小さい政府であるかという問題は、少なくとも税制の関わる範囲において、当面考察の外におかれている。むしろ問われるべきなのは税負担によって経済発展が疎外されるかどうかであり、発展を促進する適切な課税政策さえ選択されていれば、負担総額の多寡は問われない。課税負担の大小問題は納税者の感覚に基づいて判断されている。政府はその歳入をなるべく気付かれないように徴収するべきであり、そのためにも課税による経済意欲の減退は避けるべきなのである。政府はあたかも市場活動には無差別であるかのように人々の前に現れるべきであり、市場における諸問題が政治化することは回避されるべきなのである<sup>22)</sup> 政府あるいは政治はあくまでも市場の諸活動に対して普遍的に対処すべきなのであり、これがマカロックのいう平等性原理であった。

しかしマカロックは全てを市場に任せよと主張するのではない。アダム・スミス以来の古典派の伝統に忠実に法及び諸制度の維持に関わる、即ち市場のフレームワークに関わる政府の必須機能をマカロックは強調する。それだけでなく税制によって促進されるべき諸特質、それなくしては市場経済の機能が麻痺する特質が存在し、この特質の積極的涵養こそがあらゆる政府の目指すべき目標とされる。その特質が勤労と節儉及びそこから派生する工夫と発明の才である。マカロックはこうした特質はそもそも人間本性に属する自己の状況を改善

---

22) マカロックは党派性によって税制が左右されがちであることを批判する。特に相次ぐ物品税の廃止、累進性導入といった方策が党派の人気取りの手段となっていると警鐘を鳴らしている。

したいという欲望から生じると考えている<sup>23)</sup> それではこうした特質を開花するために政府は何らかの特定の政策を積極的に採用すべきであろうか。税制において勤労・節儉を報奨するような積極的方策は提示されていないが、諸税がこれらの特質を妨げないこと、出来るならば促進すべきであることが強調される。後者の例としては火災保険に対する税を廃止すべきであるという主張が挙げられるであろう。前者の例としてはこれまでも論じてきた所得税に対する否定的見解、間接税の経済刺激効果の強調がある。マカロックは人間は希望によってだけではなく「恐れ」によっても動かされるものとして、課税による生活水準及び社会的地位の低下へのおそれから一層の勤労・節儉が生じるとするのである<sup>24)</sup> また、税制論議からははずれるが、マカロックはこうした積極的政策として労働者教育と旧救貧法的政策を挙げている。

以上のように市場のさらには経済活動の活性化を主眼とする税制論は、市場の枠組みを整備し市場のヴァイタリティを維持する政府と、この枠組みの中で自生的能力としての活力を遺憾なく発揮する市場とが相互独立的に共生していると考えることが出来る。

以上のような社会経済像はともすれば平板かつ凡俗な「資本主義」擁護論に思える。マカロックの目には貧困の問題、市場経済における失敗者脱落者の問題は移らなかったのだろうか。もとより現実に存在する貧困に彼が目を向けていなかったというのではない。しかしマカロックはあえて市場における配分が倫理的にも正当なものであるかのように述べる。しかしまた一方でこの社会の先行きに対して、特に労働者の生活水準の悪化を認識し、社会擾乱の危険性を憂慮する。がそれを税制の中で再配分策として救済しようとする方向性は取ら

---

23) cf. J. R. McCulloch, *The Principles of Political Economy: with some inquiries respecting their application and a sketch of the rise and progress of the science*, 3rd. ed. 1843 Edinbunh, William Tait. (以下 Principles と表記) Chapter II, pp. 74-75. マカロックはこの『原理』のなかでアダム・スミスの偉大な功績のひとつとしてこの欲望への着目を挙げている (ibid., p. 53.)。

24) J. R. McCulloch, *Taxation*, p. 22.

なかった。なぜなら税による再配分は一部の階層を特権的に扱うことであり、かつ経済を活性化させるために不可欠な勤労・節約意欲を窒息することにつながるからであった。彼にとって私有財産は文明と同時に存立したものであり、いかなる形にせよこれを犯すことは文明の存立基盤を犯すことに他ならなかった。しかも自らの状況をよりよくしたいという自然的性向を持つ人間は、他者の築いた財産の存在を目的として勤労に励むのであり、財産の不平等を除去することはこうした目的を除去することによって勤労の目的を破壊することであった。マカロックは経済成長の成果が社会の成員に平等に行き渡るとは考えてはいなかったが、しかしこの不平等を是正しようとして税制上何らかの配慮を行うことは、かえって経済成長の動力を枯渇させ全社会の貧困化を招くと考えていたのである。この八方塞がりとも言える状況認識に基づいてマカロックが提示したのが、経済成長を出来うる限り阻害しない税制、即ち広範な間接税をベースとする税制であった。マカロックにとって間接税は、社会全員に普遍的に課することが出来るという意味での平等性、納税及び徴税の便宜性をもち、確実かつ明確な方針に従って課税されれば欠点の最も少ない税制であった。しかも経済成長の観点からも課税による刺激効果が見込まれる一方で、市場の配分に干渉しないように適用することが容易であるという利点を有していた。こうした税システムの下で経済成長が促進され文明が進展すれば、勤労と蓄積が阻害されない限り労働者の生活水準も上昇しうると期待していたと思われる<sup>25)</sup>。その一方で先述した貧民問題に関しては、旧救貧法システムへの回帰を主張し、新救貧法を厳しく批判する。それではその際のマカロックの視点はどこに置かれていたのであろうか、又それは以上で検討した税制議論における社会経済像と齟齬するものなのだろうか、次章では救貧問題とその前提となっているマル

25) *ibid.*, p. 106. 賃金への課税の反対論は、その真の害を利潤蚕食による資本減退において展開されているものの、賃金財をなす必需品に対する課税の適否は課税によって労働者の慣習的生活水準を招くかどうかにかかっている。マカロックは労働者の慣習的・心理的生活水準の低下が招かれるような課税に対しては強く反対している。

サス人口論に対するマカロックの議論を検討していく。

## 第2章 マルサス人口論と救貧法問題

マカロックは当初、マルサス人口論特に第2版以降の議論に対して、好意的反応を見せていた。しかし1829年ナッソー・シニアによるマルサス批判をうけ、マルサス人口論に対する批判を強め、この認識の転換を受けて1838年の新救貧法に対して強く反対することになる。こうしたマカロックの議論が顕著に現れているのが、1845年の *The Literature of Political Economy A Classified Catalogue of Select Publications in the Different Departments of That Science with Historical, Critical, and Biographical Notices* (以下LPEと略する) である。この著作全体は、過去および同時代の政治経済学者の伝記的事項およびその著作を紹介したものである。しかしそれ以上にマカロック自身による詳細な書評が付け加わることによって、ある理論的思想的視点からの「経済学史」という色彩を帯びており、マカロックによる政治経済学者たちの位置づけを明確に表すものとなっている。

### 2-1) マルサス人口論批判

マルサス人口論は Chapter XII Progress of Population の冒頭で取りあげられている。そこで、マルサス人口原理は「人々の大多数の深慮と先見によって、効果的に妨げられることなくしては、人口は生存諸手段を超えて [増大する] 自然的傾向を有している<sup>26)</sup>」「古くから定住が進んでいる諸国においては、食料や他の [生存] 諸手段は、算術級数的に増加するのに対し、住民は幾何級数的に増加する斉一的傾向を持つ<sup>27)</sup>」と主張する一般原理であると要約されている。

---

26) *The Literature of Political Economy A Classified Catalogue of Select Publications in the Different Departments of That Science with Historical, Critical, and Biographical Notices* (以下LPE) p. 259.

27) *ibid.*, pp. 259-260.

さらにマルサスの著作では「こうした〔深慮や先見による抑制の〕例は今までに存在せず、より低い階層の人々は必然的に欠乏と悲惨の中に捕らわれることになる<sup>28)</sup>」「住民数は生存手段を常に超えて、土地には貧困と悲惨さが満ちあふれる<sup>29)</sup>」という主張が展開されているとされる。

マカロックはこの議論には真理の多くが含まれてはいるが、人間は本能の単なる奴隷ではない、人口増加原理が生存諸手段に対し自己調整していると反論する。マルサスの議論は、食料の必要性和食料入手の困難性から餓死への傾向を論ずるような議論であり、そこでは人間の努力や改良が全く無視されている<sup>30)</sup> 実際「1000年前、500年前、100年前のこの国のあるいは他のヨーロッパ諸国における人々の状況や社会の歴史に関する知識が少しでもあれば、人々の大多数が、徐々に必需品と便益品に対する支配力を増大させていったことを知るだろう<sup>31)</sup>」。結局マカロックは、マルサス人口原理は対抗的に働く諸影響を無視し、過度の一般化という誤りに陥ったものとして捉えている。同様の批判は、ジョゼフ・タウンゼントの *A Dissertation on the Poor-Laws* に対しても向けられている。タウンゼントの議論はマルサス、チャーメーズの議論と同一のものとされ、「一般的に言って、人間は行為の諸結果の先を考える。そして…人口は、単なる食糧不足によってのみ調節されてはいない。反対に…ほとんど全ての国で、人口増加より速いスピードで必需品の供給は継続しており、社会の状況は絶え間なく改善されている」にもかかわらず、「目の前の文明化社会の例にもかかわらず、社会進歩から自然に生じた諸状況が増加原理に対抗し、この原理の影響を、食料その他の諸備品の供給と調和させ、又これに依存させているという事態に全く目を向けていないことの一例<sup>32)</sup>」とされる。さらにマカロックは、1849年の第4版『政治経済学原理』では、食糧事情等の一時的上昇と人

---

28) *ibid.*, p. 259.

29) *ibid.*, pp. 259-260.

30) *ibid.*, p. 260.

31) *ibid.*, p. 260.

32) *ibid.*, p. 283.

口増加の間のタイムラグによって、労働者の「快適でまともな生活水準に必要なものに対する概念」を恒常的に上昇させ、人口増加を抑制させるに至ると主張している<sup>33)</sup> この見地に立てば、前述した形でのマルサス人口原理は、現実を目をつぶりいたずらに抽象的議論を展開したものとなる。

しかしマカロックはマルサスの議論が有害無益のものだと考えているわけではない。彼によればマルサスの議論は「増加原理は、人為的刺激が存在しなくても、食料や他の諸用益品の供給と人口が同一水準に保つに十分強力な原理であることを示した<sup>34)</sup>」のであって、マルサス人口原理に真理が含まれているとすれば、それは「…増加原理は、どの時代にも新しい発見と発明への需要を作るのであり、技芸と文明の進歩が継続することを保障する<sup>35)</sup>」ことであった。

## 2-2) 救貧法問題

以上のようなマルサス人口原理把握を受けて、マカロックが具体的に救貧法改革にどのような態度を示していたかを検討していこう。LPEにおけるマカロックの叙述の大部分は、1843年版『政治経済学原理』（以下43年版『原理』と略する）のPOOR LAWSの引用である。従ってここではLPE及び43年版『原理』にそってマカロックの主張を検討していくことにする。

マカロックはLPEにおいて、救貧システムを「この国のように工業的な国家、すなわち勤労が非常に不安定な振動にさらされているところでは、労働者の大きな部分が、自らに何の落ち度もないまま、生存の手段を度々奪われることになる。そして単に国家の安穩のためだけでなく、労働者階層の恒久的利益のためにも、彼らを支援する処置が執られるべきことは、最大の重要性を持つ<sup>36)</sup>」と位置づけており、貧民問題を貧民の個人的資質の問題ではなく、システムとして解決すべき問題であるとしていた。

33) Principles., pp. 229-230.

34) L. D. E. p. 260.

35) *ibid.*, p. 260.

36) *ibid.*, p. 287.

この位置付けは43年版『原理』を受け継いだものである。43年版『原理』では、able-bodied poor を公的システムによって救済する必要性を次の4点に求めている。第1に社会的安定性。これは市場変動にさらされやすい工業及び商業を中心とした国において、貧民を救済するシステムがなければ社会的騒擾の危険性が高まるというものである<sup>37)</sup> 第2点は Barton の諸説を引用しながら展開されている貧民の生活水準意識の低下。救済システムがなければ、失業貧民の生活水準が低下し、その中で貧民自身の「生活水準意識」も低下する。その結果、経済的苦境下でそれまで身につけていた清潔、まじめさ、秩序への志向を彼らが喪失することになるというものである<sup>38)</sup> この生活水準意識の低下、及びその結果として生じる貧民の道徳的墮落という視点は、この必要性議論に限らず、貧民問題を取り扱ったこの章全体のライトモチーフとなっている。第3点目は、救貧の必要をふまえて、これを個人的慈善ではなく公的システムとして行う必要性が議論されているものである。強制的公的システムへの反対論を、勤労と節約に人間を駆り立てる強力な動機である生活の維持と不慮の備えへの欲求を、このシステムが減少させるあるいは破壊させるとするものとマカロックはまとめている。彼はこの可能性を認めた上で、こうした可能性が実現したかどうかを現実の歴史において検証すべきであり、「理論的仮説的結果から検討すべきではない」と主張する<sup>39)</sup> 第4点目としては、公的システムによって貧民の利益と国家の利益を結合させるものである点が挙げられている。

このように公的システムの必要性を訴えるのであるが、しかしマカロックは1834年の新救貧法に対し徹底的な批判を行い、1782年以前の方式への回帰を強く主張する。このマカロックによる批判論の要点は、1782年以前のシステムの利点、その裏返しとしての1795年システムと新救貧法への批判としてまとめられるであろう。そこでまず1782年以前のシステム（以後旧来システムとする）

37) Principles, pp. 406-407.

38) *ibid.*, p. 408.

39) *ibid.*, p. 413.

の利点を検討しよう。

マカロックが旧来システムの利点として強調するのが、その効率性であり効率性を支えていた分権的地方行政システムである。LPE における議論を引用すれば「貧民に対する十分に整い (provident) かつ経済的な指導配慮 (management) において、必要とされるのは、貧民が住んでいる様々に異なった教区もしくは他の地区において財産を有する人や領主に全てを信託すること、そして貧民が適切に構成された [理由のある] 苦情を申し立てる簡便な力を与えられることである<sup>40)</sup>」となる。そしてマカロックはエリザベス朝以来の救貧システムがこのようなものとして、十分に機能しており、しかも乱費や貧民人口の増大をもたらさなかったと歴史的事実に訴える。43年版『原理』では、その原因を「彼ら [救貧税が課せられる地方領主及び地方居住者] に対し、彼ら自身が最良と思う方法によって救済を運営させるようにしていた結果、彼らは貧民人口の成長を抑制する方策を採るように促された<sup>41)</sup>」点に求めている。再び LPE を引用するならばこうしたシステムで信託を受ける人々は「[救貧の適用に関して] 諸動機の中でもっとも強力なもの—自己利益—を有しているので、不適切な目的に適用を誤ったり歪めたりすることがない。そしてこの問題に対し、自分達なりの方法をとることが許されるならば、自分自身で自分の面倒を見ることのできる人々を [救貧システムから] 排除し、真に困窮している貧民によって求められる救済を、もっとも安価でもっとも良い方式で実現する方法を見いだすのに、時間はかからないであろう<sup>42)</sup>」のである。

当時の救貧システム批判において焦点となっていたのが、救貧税負担の増大でありその乱用であった。この問題に対してマカロックは、税負担者が執行者であるという旧来システムの特色が、税の軽減及び乱用の防止に繋がると主張したわけである。

---

40) LPE, p. 278.

41) Principles, p. 416.

42) LPE., p. 278.

これに対し、新救貧法は「自己利益への考慮が安心して重きを置くことができない原理であり、諸個人の利益は、政府が任命し、政府のみに責任のある有給の官吏によって、もっとも良く守られるということ<sup>43)</sup>」を暗示しているものである。さらに元来救貧問題には各地方、各教区に特殊な事情が絡まっており「工業地区と農業地区の貧民を同一に扱うことほどばかげたことは<sup>44)</sup>」なく、「貧民の取り扱いは、慎重に形成された一般諸ルールが、役に立つような問題ではない。これは互いに争う意見や利益、互いに齟齬し常に変化する状況における問題であり、便宜性が権利や原則と全く同様の重さを持つ問題である<sup>45)</sup>」と主張する。マカロックにとって新救貧法がとった中央集権的システム (Central Board による地方監視システム) は、抽象的思考の産物である一般ルールの安易な適用をもたらし、政府による個別事情への査察をもたらすものであった。

以上のようなマカロックの救貧問題に対する論述の特徴は以下のようにまとめられるであろう。第1が旧来システムにおける地方の「自由」と「自治」の尊重である。1843年新救貧法導入理由にそれまでの地方システムの機能不全が上がっていたことを思えば、これはいささか時代遅れの主張の懐古趣味的主張のように思われかねない。しかし、マカロックは新システムはその中央集権的要素故に、地方の事情を把握できず機能未然の状態に陥りかねないと考えている<sup>46)</sup> さらに官吏の関与は、改革の熱情に浮かされている時は過度に大きく、その熱が冷めた後は過度に少なくなるという。これに対して地方在住者にその運営を委託する旧来システムは、日常生活の場でステディな関与が期待できていたのだとする<sup>47)</sup> 従って、地方の自由や自治が賞賛され、こうした価値の保持が主張されてはいるものの、それは原理原則としてではなく、効率的でスムーズ

---

43) Principles, p. 423.

44) *ibid.*, p. 427.

45) *ibid.*, p. 427.

46) *ibid.*, p. 423.

47) *ibid.*, p. 428.

な運営を可能にする「便宜」的システムとしてという色彩が強いものである。

第2に、救貧システムの利点を貧民の生活水準向上に求める点である。これはマカロックに特有の視点ではないが、こうした視点が新救貧法の導入ではなく、旧来システム推奨と結びついている点には留意が必要であろう。マカロックはマルサス人口論に対して否定的態度をとりつつ、生活水準向上議論においては、第2版以降のマルサスと非常に類似した議論を展開している。この点に関して、D. P. O'Brien はマルサスの論調変化は同時代人にとっては明確でなかったし、「マカロック自身は…マルサスに反対していると感じており、同時代人もこのことに関しては同意していた<sup>48)</sup>」とまとめている。確かにマカロックによるマルサス原理把握は皮相的、一面的なものであることは、2-1)で見たとおりである。が、こうした一面的把握を招いた原因を考えなくてはならないであろう。その原因は政治経済学の方法論にあるのではないかと考えている。この方法論の問題を視野に入れながら、税制論と救貧問題論の共通項を考え、スコットランドの伝統とマカロックの政治経済学像の関係を探る予備的作業である本稿を閉じることにしたい。

## お わ り に

第1章と第2章を通じてマカロックの主張の特色をなしているのが、実行可能性、便宜性の強調である。直接税反対論、新救貧法反対論に顕著に見て取れるように、抽象的理論的仮説から導出された一般論を安易に現実に適用することに対して、マカロックは拒否反応と云っていいほどの強い反感を呈している。こうした傾向をD. P. O'Brien は「ヒュームとスミスの伝統、すなわち事実と分析の混合、理論と経験的考察の混合という伝統に強く根ざしていた<sup>49)</sup>」証左とする。確かに経験的考察の重視という点でマカロックはスミスに忠実であった

48) D. P. O'Brien, J. R. McCulloch A study in classical economics, first published 1970, reprinted 1992, Gregg Revivals. p. 318.

49) *ibid.*, p. 16.

といえよう。しかしここで問われなくてはならないのは、「混合」の方法あるいは視角である。とりわけ、理論と理論に反する事実の存在との関係である。少なくとも救貧問題においては旧来システム下の「歴史的事実」は新救貧法の必要性を掘り崩す立脚点として使用されている。しかしこれを理論への反証とって良いかどうかに関しては疑問がある。というのは新救貧法批判においては、救貧問題が一般理論の安易な適用を許さない特殊分野における政策課題であることが強調されるからである。さらに救貧法の原則そのものに関しては新救貧法特有の問題点が指摘されているわけではなく、原則を執行するシステムとしての欠陥が問題視されている。租税論においても、所得税の原理的正当性を受け入れながらも、これを紙の上での正しさとし、実行可能性の観点から退けている。従ってスコットランドの伝統として理論と経験的考察の混合を挙げるにせよ、改めて一般理論と現実的政策論との区別と、その区別に立脚した相互関係を考察していかななくてはならないだろう。

次に経済成長と生活水準向上というマカロックにおける二つの課題をどのように位置づけるのかという問題がある。M. Marshall が指摘しているように、マカロックは経済成長における改良意欲の役割を強調する点で、スミス、ヒュームと議論を同じくしている<sup>50)</sup> 改良意欲とその促進を強調する視点は、間接税の利点に関するマカロックの議論にも顕著に表れているところであるが、救貧問題においても、救貧システムの逆効果として自己の状況を改良する意欲を破壊する点を、もっとも強力な批判として取り上げ、原理的にはこれを受け入れているとさえいえる議論を展開している点にも見て取れる。しかし、こうした問題点は原理的欠陥として、従って救貧システムそのものの廃棄へとつながるものとして議論されるのではなく、運営上の問題点として取り上げられていく。真に救済が必要な貧民と、怠惰な貧民をどのようにして区別するのかという問

50) Marshall, Mike G., *Luxury, Economic Development, and Work Motivation: David Hume, Adam Smith, and J. R. McCulloch, History of Political Economy v32, n3 (Fall 2000): 631-48.*

題がこれである。そしてこの運営上の問題を解決する最適なシステムとしても旧来システムが推奨されている。すなわち日常的に貧民に接することができ、救貧税を支払う地方在住者であれば、この両者の区別に対して真剣な考慮を払い、支払総額の低減に努めるであろう。従ってこのようなシステムにおいては、ただ怠惰である貧民は救貧システムの恩恵を受けることはなく、自己状況改善動機が破壊される可能性は低くなる。こうして、原理的問題点をシステム運営上において解決する方向が提言されるのである。

以上のようなマカロックの議論からも、先に示した理論や分析と現実的あるいは経験的考察との関連性がある程度浮かび上がってくる。それは理論的諸原理と便宜性との優越関係の問題である。あるいは理論的考察から得られた原理あるいは法則と現実的適用との優先関係の問題であるともいえるかもしれない。

マカロックが一般原理の安易な適用を退ける時、優先されるべきものとして浮かび上がってくる便宜の原理。この原理の内実がどのようなものであったのか、それは政治経済学の方法論そのものの問題でもあるだろう。こうした方法論的問題の分析を通じて、古典派経済学における「スコットランドの伝統」「スミスの後継」を考察していきたいと思っている。